



厚生労働省発表
平成21年4月1日

〔照会先〕健康局疾病対策課肝炎対策推進室

今別府（内線2943）

森田（内線2947）

佐藤（内線2949）

肝炎治療特別促進事業（肝炎インターフェロン医療費
助成事業）の運用変更について

標記事業については、「新しい肝炎総合対策」に掲げる主要な施策の一つとして、平成20年度から新たに実施しているところですが、平成21年度予算の成立を受け、下記のとおり運用の変更を行い、本年4月1日から適用することとしたので、お知らせします。

記

1. 助成期間の延長に関する運用の変更

一定の要件を満たし、医師が、ペグインターフェロンとリバビリンの併用療法の延長投与（72週投与）が必要と認める者については、助成期間を延長できることとしたこと。

2. 自己負担限度額の階層区分の決定に関する運用の変更

自己負担限度額の階層区分の決定に当たっては、住民票上の世帯を原則としつつも、例外的な取扱い（税制上・医療保険上の扶養関係にない者は、課税額の合算対象から除外）を可能としたこと。

（注）詳細については、別紙をご参照ください。

(別紙)

1. 助成期間の延長に関する運用の変更について

[現 状]

標準的治療であるペグインターフェロン・リバビリン併用療法について、医薬品添付文書上、48週投与が標準治療（ジェノタイプ1・高ウイルス量症例）とされていること、48週を超えた投与について、有効性・安全性は確立していない、とされていることから、助成期間は1年間を限度としたもの。

[変更点]

セログループ1・高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン・リバビリン併用療法について、「投与開始12週後にHCV RNA量が前値の1/100以下に低下するが、HCV RNAが陽性（Real time PCR）で、36週までに陰性化した例で、プラス24週（トータル72週間）の投与期間延長が望ましい。」と医師が判断する場合、72週までの延長投与を認め、助成期間もトータル1年6か月まで延長できることとしたもの。

(参考)

C型慢性肝炎治療ガイドライン 2008

(B型およびC型肝炎ウイルスの感染者に対する治療の標準化に関する臨床的研究班)

初回治療

		ジェノタイプ1	ジェノタイプ2
ウ イ ル ス 量	高ウイルス量	●ペグインターフェロン α -2b +リバビリン 併用療法(48週間)	●ペグインターフェロン α -2b +リバビリン 併用療法(24週間)
	1Meq./mL以上		
	5.0LogIU/mL以上	●ペグインターフェロン α -2a+リバビリン 併用療法(48週間)	
	300fmol/L以上		
	低ウイルス量	●インターフェロン単独療法(24週間)	●インターフェロン単独療法(8~24週間)
	1Meq./mL未満	●ペグインターフェロン α -2a 単独療法 (24~48週間)	●ペグインターフェロン α -2a 単独療法 (24~48週間)
5.0LogIU/mL未満			
300fmol/L未満			

<ガイドラインの補足>

- 1 Ib、高ウイルス量症例へのペグインターフェロン+リバビリン併用療法投与期間延長(72週間投与)の基準：
投与開始12週後にHCV RNA量が前値の1/100以下に低下するがHCV RNAが陽性（Real time PCR）
で、36週までに陰性化した例では、プラス24週（トータル72週間）の投与期間延長が望ましい。

2. 自己負担額の階層区分の決定に関する運用の変更について

<運用変更が求められた具体的事例>

60歳代の夫婦が、生計を別にする30歳代の息子と同居し住民票を一にしている場合、階層区分認定の際、息子の収入（市町村民税課税額）が合算されてしまうと、生活実態に比して高い自己負担額となってしまう、医療費助成の恩恵が十分に受けられない。

→ 今般の運用変更においては、上記のような事例に関し、例外的に、生計を同一としないと認定される者については、課税額合算対象から除外可能とする取扱いとするもの。

〔現 状〕

住民票上の世帯員全員の市町村民税課税額の合算による。

〔変更点〕

原則として、住民票上の世帯員全員の市町村民税課税額の合算による。

ただし、税制上・医療保険上の扶養関係にないと認められる者については、当該「世帯」の市町村民税課税額の合算対象から除外することを認める。



詳しくは、体験版 <http://siet.mhw.go.jp/index2.htm> を御覧ください。

雇用調整

労働経済動向調査(平成20年5月)に御協力ください

労働経済動向調査は、生産、販売活動及びそれに伴う雇用、労働時間などの現状と今後の短期的見通しなどを把握することを目的とする調査で、年4回(毎年2、5、8、11月)実施しています。

この調査結果は、刻々と変化する経済動向が雇用面等に及ぼしている影響と、それらに関する今後の見通しや対応策等を迅速に把握して労働施策における貴重な資料として活用されています。

この調査の対象は、常用労働者30人以上の民間事業所から無作為に抽出した約3700事業所です。対象となった事業所の皆様には、本調査の趣意を御理解いただき、調査に御協力をお願い申し上げます。また、当調査では調査票を郵送により提出していただいておりますが、事業所の皆様の負担軽減を図るため、インターネット(労働経済動向調査システム)を利用してお答えしていただくこともできます。



index.html)を参照してください。詳しくは、最寄りの保健所へお問い合わせください。



労働保険の年度更新手続き等について

労働保険(労災保険、雇用保険)の保険料は、4月1日から翌年3月31日まで1年間を単位として計算しますが、年度当初に保険料を概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上保険料を精算することとなります。これを労働保険の「年度更新」といいます。平成20年度の年度更新の時期を迎えましたので、事業主の皆様におかれましては、都道府県労働局から送付される申告書を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関(※)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署のいずれかで、4月1日(火)から5月20日(火)までの間に提出していただきますようお願いいたします。

(注)日本銀行の本店、支店、代理店及び輸入信託(当の銀行)信用金庫の本支店(郵便局)

労働保険適用徴収(手続)については、電子申請及び電子納付が便利です。

肝炎対策の総合的推進

Information Examination Medical Treatment Enlightenment

● 実施主体
都道府県

● 対象者
B型・C型のウイルス性肝炎の患者

● 対象医療
B型C型のウイルス性肝炎の治療を目的として行うインターフェロン治療(保険適用の範囲内)

● 自己負担上限額
対象者の市町村民税課税年額に基づき階層区分ごとに1か月当たりの自己負担上限額があります。

● 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が6万5000円未満の場合 1万円

● 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が6万5000円以上23万5000円未満の場合 3万円

● 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が23万5000円以上の場合 5万円

※ 疾病対策課 肝炎対策推進課



目次>>

- 最新情報
- 肝炎とは?
- 「新しい肝炎総合対策」とは?
- 肝炎に関する資料集
- 肝炎に関するリンク集
- キャラクターについて

最新情報	09年 6月 1日	第2回全国肝炎総合対策推進懇談会の開催について
	09年 5月18日	「インターフェロン治療の体験談募集結果について」を掲載しました。
	09年 5月15日	「肝臓週間について」を掲載しました。
	09年 4月 1日	「肝炎治療特別促進事業(インターフェロン治療費助成事業)の運用変更について」を掲載しました。
	09年 3月30日	「インターフェロン治療の体験談募集について」
09年 2月25日	「平成20年度肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請件数等調(上半期分)について」を掲載しました。	

<過去の「最新情報」はこちら

●肝炎とは?

我が国の肝炎(ウイルス性肝炎)の持続感染者は、B型が110万人~140万人、C型が200万人~240万人存在すると推定されていますが、感染時期が明確ではないことや自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっています。

- (参考)
- ・分かりやすいウイルス性肝炎 ... 一般の方向け
 - ・B型肝炎について(一般的なQ&A) ... 医療関係者向け
 - ・C型肝炎について(一般的なQ&A) ... 医療関係者向け

>ページの上欄に戻る

●「新しい肝炎総合対策」とは?

厚生労働省では、従来から行ってきた総合的な対策に医療費助成を加えて、平成20年度から新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を実施しています。
(予算を含む全体の概要はこちらをご覧ください)

1. インターフェロン療法の促進のための環境整備
 - A. インターフェロン治療に対する医療費の助成
平成20年度からB型・C型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成を開始しました。

- (参考)
- ・【資料】平成20年度肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請件数等調(上半期分)
 - ・【資料】「肝炎治療特別促進事業について」(41KB)
 - ・【リフレット】「肝炎ウイルス治療のお知らせ」(394KB)

政府広報



肝炎治療に関する 医療費助成が始まります

厚生労働省

B型・C型肝炎患者の方々の経済的負担を軽減し、早期治療を推進するため、平成20年度から、インターネットによる治療に必要な医療費の助成が始まります。詳細については、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの保健所までお問い合わせください。

画像をクリックすると、大きい画像が別ウィンドウで表示されます(GIF画像)

- 4月1日 産経新聞
- 4月2日 朝日新聞
- 4月3日 北海道新聞、東京・中日新聞、西日本新聞
- 4月4日 読売新聞、室蘭民報、釧路新聞、十勝毎日新聞、苫小牧民報、東奥日報、陸奥新報、デーリー東北、秋田魁新報、岩手日報、岩手日日、山形新聞、河北新報、福島民報、福島民友、米澤新聞、北羽新報、荘内日報、上毛新聞、茨城新聞、下野新聞、千葉日報、神奈川新聞、埼玉新聞、常陽新聞、新潟日報、北日本新聞、北國富山新聞、福井新聞、日刊県民福井、信濃毎日新聞、長野日報、山梨日日新聞、静岡新聞、名古屋タイムズ、岐阜新聞、東愛知新聞、南信州新聞、奈良新聞、京都新聞、神戸新聞、伊勢新聞、紀伊民報、山陽新聞、中国新聞、日本海新聞、山陰中央新報、山口新聞、四国新聞、愛媛新聞、徳島新聞、高知新聞、岡山日日新聞、鳥取日日新聞、宇部日報、佐賀新聞、長崎新聞、大分合同新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムズ、南海日日新聞、八重山毎日新聞、宮古毎日新聞
- 4月6日 毎日新聞、日本経済新聞

新聞広告

突出し広告

平成20年4月掲載

肝炎治療に関する医療費助成
肝炎治療に関する医療費助成が始まります

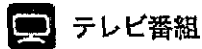
政府広報



肝炎治療に関する 医療費助成が始まります

厚生労働省

B型・C型肝炎患者の方々の経済的負担を軽減し、早期治療を推進するため、平成20年度から、インターネットによる治療に必要な医療費の助成が始まります。詳細については、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの保健所までお問い合わせください。



平成20年4月放送分

ご存じですか

～くらしナビ最前線～

バックナンバー

放送日：平成20年4月25日(金)

テーマ：新しい肝炎総合対策の推進

内容：肝炎は国内最大の感染症であり、感染を放置すると肝硬変、肝ガンへと進行し、重篤な病態を招くこととなります。しかしながら、肝炎に対する正しい理解は定着していない状況で、早期発見・検診率の向上、肝炎治癒の効果的な推進のため、新しい肝炎総合対策が進められています。その具体的内容を紹介します。

放送日：平成20年4月24日(木)

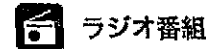
テーマ：始めよう！めざましごはん

内容：朝ごはんは、1日のスタートである「脳のめざまし」にとっても大切な習慣です。しかし、若年層を中心に朝食を摂らない人が増えており、20代では約30%の人が朝食を摂っていません。そこで農林水産省では、朝9時までに朝ごはんを食べる「めざましごはん」キャンペーンを食品関係の企業・団体の協力を得て進めています。

放送日：平成20年4月18日(金)

テーマ：4月18日は発明の日

内容：4月18日は発明の日。日本の産業発展の基礎となった専売特許条例が明治18年4月18日に公布されたことを記念し、産業財産権制度の普及・啓発を図ることを目的とし



平成20年4月放送分

栗村智の HAPPY! ニッポン!

バックナンバー

放送日：平成20年4月26日(土)

平成20年4月27日(日)

放送局によって日時が違います

テーマ：新しい肝炎総合対策について

内容：みなさんは「肝炎」についてどれだけご存知でしょうか。肝炎は国内最大の感染症で、感染を放置すると肝硬変や肝がんへと進展する可能性を秘めています。しかし「肝炎」は感染していても、肝臓がなかなかSOSの信号を出さない厄介な感染症…。自覚症状が出る頃には重症になっている可能性もあり、根治には検査を早期に行う必要があります。そこで番組ではそんな肝炎の基礎知識から予防策まで、厚生労働省が推進する「新しい肝炎総合対策」を取り上げながら、わかりやすくお伝えしていきます。

放送日：平成20年4月19日(土)

平成20年4月20日(日)

放送局によって日時が違います

テーマ：ゴールデンウィークにおける山岳遭難の防止

内容：目前に控えるゴールデンウィーク。最近は登山ブームの影響もあり、この時期にハイキングや登山に出掛ける方が多いようです。しかし実はその一方で、山岳遭難などの事故が多発しているのをご存知でしょうか。しかもその大多数は中高年の登山者。事前の万全な準備なしに出掛けてしまった為に、事故に遭ってしまうケースがとて多いそうです。そこで番組ではゴールデンウィークを前に、山岳遭難などの被害

肝炎ウイルス検査のお知らせ

肝臓は、
あなたが聞いてみなければ、
何も言わない。

肝臓は体の中で一番大きく、
しかも重要な臓器です。

肝臓では、1秒間に億個の細胞が、
日々血液の浄化や、栄養分の貯蔵を行
行い、あなたの体を健康に保ててい
ます。

そんな肝臓の「マッソー」は、
「沈黙の臓器」

例え肝臓になんか、肝臓はなか
かのOSを吐き出さず、あなたが「体
だるい」「疲れやすい」「その肝臓は
かなりの重荷に耐えて来ているはず。ま
しがる、肝臓薬や肝がんの治療薬
薬」に進行してしまわない。

でも大丈夫。肝炎の原因である
ウイルスは、検査で分かれます。

肝炎ウイルスの感染について、適切

な健康管理 治療で、肝炎が慢性化する
を予防することが可能です。

※肝炎とは、肝臓ウイルスに感
て起きる「ウイルス性肝炎」です。
たに一度検査を受けてみてくださ
い。早期発見、早期治療！

肝炎の検査を受けたい方は、

こんな検査へ

肝炎ウイルスに感染しているかを
は、採血検査で助けます。採血だけ
ので採血の痛みや、また、救急室で検査
結果をお知らせいたします。

※検査後は2ヶ月ほどたつたあと、慢性に
なる可能性があります。

どこで受けられるの？

検査を受ける機会はいくつかありま
す。お住まいの市町村での地域検査
・お住まいの都道府県等の保健所での検
査

具体的な実施日程や費用などは、そ
れぞれの実施主体（右欄）に申し込
みますので、別途お問い合わせくださ
います。

ウイルス性肝炎の治療に関するお知らせ

肝炎ウイルスに
感染していることが
分かったら

肝炎ウイルスの感染が分かったあなた
に、あなたの治療を応援するための情報
をお知らせします。

まずは専門医に相談してみたいし、
そこで本格的な治療が
必要かどうかを判断します

肝炎ウイルスに感染して、ずっと症
状が出ないまま終わることもあり、すべ
には治療が必要でない場合もあります。
また治療は、症状と体の状態に合わせて
選びます。

主な治療法

- ①抗ウイルス療法
インターフェロンを使う治療。抗
ウイルス薬を使った治療があります。
②インターフェロンは、免疫系、炎症の調
節等に作用して効果を発揮する調節

です。詳しくは下記をご覧ください。
②抗ウイルス薬は、肝炎ウイルスの増
殖を抑える薬物です。
③肝臓保護薬
肝臓の炎症を抑え、肝細胞の破壊のメ
カニズムを抑える治療法です。

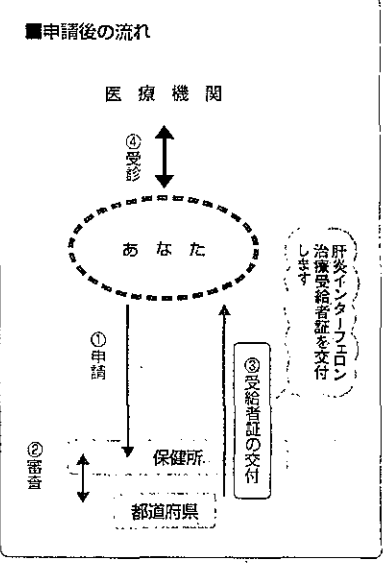
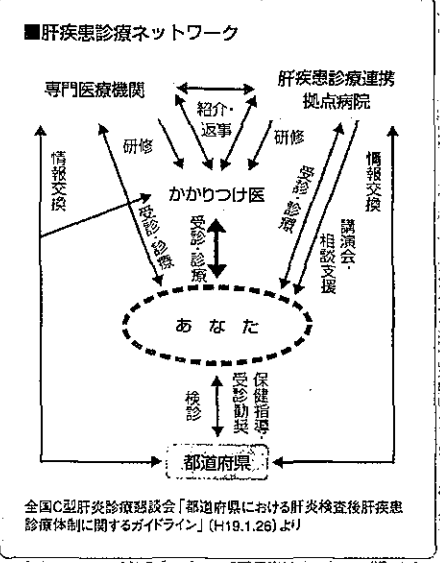
治療はしっかりと受けたい方は、

たの治療を応援するための制度を作っています。
(左頁右欄)。
治療に関して何か不安なこと、質問が
ある方は、最寄りの保健所や「C型肝炎
たけごころ」があれば、お電話にかりり
保健所に相談してください。

インターフェロン治療について
インターフェロンは免疫系、炎症の調節
等に作用して効果を発揮する調節薬
です。ウイルス性肝炎を治療することによ
り、ウイルスの増殖を抑え、肝臓の炎症
の改善を促すことが期待されています。

- ・B型肝炎の場合 約3割
- ・C型肝炎の場合 約5割～9割

※治療効果は遺伝子型やウイルス量など
により異なります。
副作用作用を併用することが多いので、か



か、この薬はよく相談してください。
主な副作用は、インターフェロン治療薬特有
の頭痛、筋肉痛、発熱、白血球減少、
貧血、血球減少、不眠やめまい、
関節痛、発熱、めまい

インターフェロン治療薬の
医療機関検索

国で調剤薬局では、肝炎の有力な治療
法であるインターフェロン治療薬は、
あなたの負担を軽減する助けを行いま
す。
助成の対象となるのは、B型肝炎
のインターフェロン治療薬です。
あなたと主治医の話し合いにより、目
的の医療費を軽減します。
以下の書類が必ず必要となります。詳
しくはお住まいの保健所に問い合わせ
ください(図表)。

- ①肝炎ウイルス検査受給者証
交付申請書(※1)と医師の診断書(※2)
 - ②医師の診断書(※2)にかかりつけ医や
③あなたの氏名が記載された被保険者
証等の写し(※3)(※4)(※5)(※6)
 - ④あなたの属する世帯の世帯主の印
鑑(※7)(※8)(※9)
 - ⑤17歳未満児童控除控除額を証明する
書類(※10)(※11)(※12)
 - ⑥世帯主が住んでいる市町村(※13)
- ※13 採血拡大の予防のため
都道府県 国で調剤薬局や薬局で調剤の入
り、インターフェロン治療薬の拡大調剤
「C型肝炎」治療薬が処方される場合は、
採血検査を受ける必要があります。

その治療の注意事項を守り、
肝炎ウイルスは日常生活で感染する
ことが、治療を受けなくても、
治療を受けなくても、
治療を受ける必要はありません。

肝炎ウイルス検査を受ける
医療機関検索

・調剤薬局、コンビニ、ドラッグストア
が、可能性のあるものを他人に共用
すべきです。
・血液や分泌物の接触は、必ず
出さなければなりません。
・唾液、汗、尿、便、涙、汗、
鼻汁、皮膚炎、鼻血、目やにが原因
になることは、まれです。
・他人の血液が入る可能性がある入浴
桶、タオル、歯ブラシ、剃刀、
肝炎ウイルス検査キット、
C型肝炎検査キットの使用を避け
てください。

- 肝炎について知りたい方は厚
生労働省のホームページを参
照してください。
- http://www.mhlw.go.jp/bunya/
-kenkou/kekkaku-kansenshou
09/index.html
- 【お問い合わせ先】
●厚生労働省健康局疾病対策課肝
炎対策推進班
〒100-8505 東京都千代田区
1-1-1 中央省庁会館
(直へ相談) 03-3526-1111
URL http://www.mhlw.go.jp/
●肝炎検査結果返送(※14)の
URL http://www.mhlw.go.jp/
Mail: mhlw@bans.ocn.ne.jp



新しい肝炎総合対策の推進について

健康局疾病対策課肝炎対策推進室

我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者感染者数は、合わせて300万人を超えていると推定されています。

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染し、肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには、肝硬変、肝がんに至ることもあります。

肝炎は、感染時期が明確ではなかったり、自覚症状がなかったりすることが多く、「体がだるい」と気付くころには、かなりの重症になってしまっています。ですから、肝炎ウイルス検査を受け、感染を早期に発見し、適切な治療を受けることが非常に大切です。

厚生労働省では、肝炎の早期発見・早期治療を進めるため、平成20年度から、肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成、検査の促進、研究の推進など、「新しい肝炎総合対策」を推進しているところです。

新しい肝炎総合対策

- ・インターフェロン治療の促進のための環境整備
- ・肝炎ウイルス検査の促進
- ・健康増進の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応
- ・国民の対する正しい知識の普及と理解
- ・研究の推進

これらの対策のうち、主要なものについて以下に御紹介します。

1 インターフェロン治療に対する医療費の助成

国内最大の感染症とも言われるB型・C型肝炎ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が有効であれば、ウイルスを除去し、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能です。しかし、



インターフェロン治療の医療費が高額であるため、早期治療の推進の観点から、平成20年4月にインターフェロン治療の医療費助成制度を創設しました。

り込んでいます。

2 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査を受診する機会は、お住まいの市町村での健診、都道府県等の保健所での肝炎ウイルス検査等があります。

なお、この医療費助成制度については、昨年の「肝炎治療戦略会議」における専門家の議論やご意見から、原則1年間の助成期間について、一定の条件を満たし、延長投与(72週投与)が必要な場合は、助成期間の延長を認めることや、医療費の自己負担額決定のための所得階層区分認定の際に例外的な取扱いを認めるという運用変更を行う予定です(平成21年度予算案に盛り込まれています)。

4 研究の推進

肝炎対策においては、有効な治療法、治療薬の開発も重要です。昨年、「肝炎治療戦略会議」において、「肝炎研究7カ年戦略」が取りまとめられました。厚生労働省では、この戦略に基づき、新しい治療法、治療薬の開発等、研究の充実に取り組みしています。

5 正しい知識の普及と理解

肝炎は感染症の一つですが、常識的な注意事項を守っていれば、日常生活で感染することはまずありません。そうした肝炎に関する正しい知識を普及させることは、肝炎ウイルスの感染を予防する点にも、患者・感染者の方がいられない差別を受ける点にもつながります。肝炎患者に対する正しい知識の普及については、一網の取組が必要です。

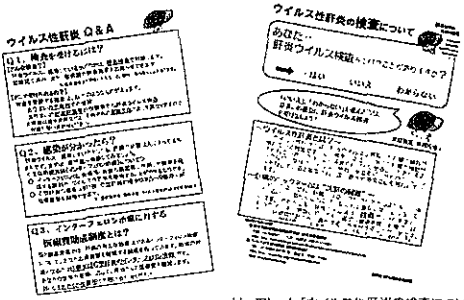
このため、肝炎に関する正しい知識の普及のため、(財)ウイルス肝炎研究財団を中心とした「肝炎週間」(今年5月18日～24日)の実施、各都道府県や関係機関における様々な広報活動、イベントの開催などを行っています。

また、職場において、肝炎患者・感染者が差別を受けることのないよう正しい知識を広めることや、インターフェロン治療のための入院・通院や副作用等により休暇が必要な労働者が休暇を取得しやすいよう、事業者が配慮する

検査の受診勧奨に関する取組

～あなたは肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか?～

医療機関において、医療機関を受診する患者さんを対象に、肝炎ウイルス検査の受診の有無の確認や検査受診の呼び掛けを実施していただくよう、リーフレット(「ウイルス性肝炎の検査について」)とポスター(「医療費助成と検査のお知らせ」)を右ページに掲載)を配布し、日本医師会、都道府県等に対して協力を依頼しました。



リーフレット「ウイルス性肝炎の検査について」

(緊急肝炎ウイルス検査事業は平成21年度も継続実施の予定)。

これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は、是非、一度は受けていただくことをお勧めします(受診可能日時や検査体制などは、お住まいの地域によって異なりますので、別途お近くの保健所などにお問い合わせください)。

3 肝炎診療体制の整備

地域の肝炎治療水準の向上のため、

め、肝炎診療体制の整備は極めて重要です。

各都道府県において、「肝炎診療連携拠点病院」を選定し、この拠点病院を中心として、地域における専門医療機関、かかりつけ医間の診療ネットワークの充実を図っています。また、国においては、平成20年11月に「肝炎情報センター」を設置し、拠点病院間の情報共有支援、研修、ホームページによる最新情報の提供等を行っており、より多くの患者がより良い治療を受けられる環境の整備に努めています。

- 肝炎情報センター
http://www.inci.go.jp/center/index.html
- (財)ウイルス肝炎研究財団
http://www.vhfr.or.jp/

- 肝炎診療センター
http://www.mhlw.go.jp/dunya/kenkou/kekaku-kansenshou/09/index.html

- 厚生労働省(厚生労働省) 肝炎対策推進室
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 厚生労働省
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 厚生労働省
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 厚生労働省



肝炎対策について
～肝炎の早期発見・早期治療が肝がんを防ぎます！～
(健康局疾病対策課肝炎対策推進室)

厚生労働省では、肝炎の早期発見・早期治療を進めるため、肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成、検査の促進、研究の推進など、「新しい肝炎総合対策」を推進しています。

新しい肝炎総合対策

- インターフェロン療法の促進のための環境整備
- 肝炎ウイルス検査の促進
- 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、
肝硬変・肝がん患者への対応
- 国民に対する正しい知識の普及と理解
- 研究の推進

1. ウイルス性肝炎とは？

- ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至る※こともあります。B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超えていると推定され、国内最大の感染症とも言われています。
※肝がんにより、毎年約3万5千人の方が亡くなっています。肝がんの約9割は、B型・C型肝炎ウイルスが原因となっています。

2. 肝炎ウイルス検査について～一生に一度は肝炎検査～

- 肝炎ウイルス検査を受診する機会は、お住まいの市町村での健診、都道府県等の保健所での肝炎ウイルス検査等があります。住民の皆さんがより検査を受けやすいように、保健所での肝炎ウイルス検査(基本的に無料)については、平成19年度から、医療機関委託が実施できるようになりました。さらに、平成20年からは、この委託医療機関において「無料」で検査を受診できるよう、「緊急肝炎ウイルス検査事業」を実施しています。

3. インターフェロン治療費の助成について

- 国内最大の感染症とも言われるB型・C型肝炎ウイルスは、インターフェロン治療が奏効すれば、ウイルスを除去し、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能です。しかし、インターフェロン治療の医療費が高額であるため、早期治療の推進の観点から、平成20年4月にインターフェロン治療の医療費助成制度を創設しました。
現在、インターフェロン治療を受療すれば、ウイルスタイプにもよりますがC型肝炎で約5～9割の方が完治する状況です。
なお、この医療費助成制度については、昨年の「肝炎治療戦略会議」における専門家の議論や与党からの提言等を踏まえ、平成21年度からは、原則1年間の助成期間について、一定の条件を満たし、延長投与(72週投与)が必要な場合は、助成期間の延長を認めることや、医療費の自己負担額決定のための所得階層区分認定の際に例外的な取扱いを認めるといった運用変更を行います。

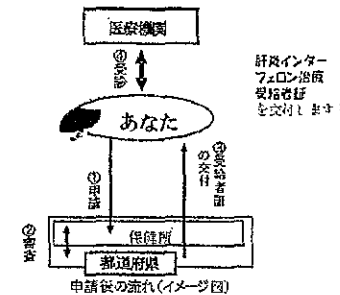
④ インターフェロン治療に対する医療費助成

国と都道府県では、肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療について、あなたの負担額を軽減する助成を行います。

助成の対象となるのはB型又はC型肝炎のインターフェロン治療です。
あなたの世帯の所得に応じて、月当たりの医療費を軽減します。
以下の書類が必要となりますので、

詳しくはお近くの保健所にお問い合わせください。

- ① 肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書(発行:お住まいの都道府県)
- ② 医師の診断書(発行:かかりつけ医など)
- ③ あなたの氏名が記載された被保険者証等の写し(発行:各保険者)
- ④ あなたの属する世帯の全員について記載のある住民票の写し
- ⑤ 市町村民税課税年額を証明する書類(発行:お住まいの市町村)



4. 肝炎患診療体制の整備について

- 地域の肝炎治療水準の向上のため、肝炎患診療体制の整備は極めて重要です。各都道府県において、「肝炎患診療連携拠点病院」を指定し、この拠点病院を中心として、地域における専門医療機関・かかりつけ医間の診療ネットワークの充実を図っています。
また、国においては、平成20年11月に「肝炎情報センター」を設置し、拠点病院間の情報共有支援、研修、ホームページによる最新情報の提供等を行っており、より多くの患者がより良い治療を受けられる環境の整備に努めています。

5. 研究について

- 肝炎対策においては、有効な治療法・治療薬の開発も重要です。昨年、「肝炎治療戦略会議」において、「肝炎研究7カ年戦略」が取りまとめられました。厚生労働省では、この戦略に基づき、新しい治療法・治療薬の開発等、研究の充実に取り組んでいます。

6. 正しい知識の普及と理解

- 肝炎は感染症の1つですが、常識的な注意事項を守っていれば、日常生活で感染することはまずあり得ません。そうした肝炎に関する正しい知識を皆さんに持っていただき、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、患者・感染者の方がいじめられない差別を受けることのないよう、肝炎患についての正しい知識の普及について、一層の取組が必要です。
そこで、肝炎に関する正しい知識の普及のため、(財)ウイルス肝炎研究財団を中心とした「肝臓週間」(今年は5月18日～24日)の実施、各都道府県や関係機関における様々な広報活動・イベントの開催などを行っています。
また、職場において、肝炎患者・感染者が差別を受けることのないよう正しい知識を広めることや、インターフェロン治療のための入院・通院や副作用等により休暇が必要な労働者が休暇を取得しやすいよう、事業者が配慮することなども重要です。
厚生労働省では、事業者向けのリーフレットを作成し、事業者に理解を呼び掛けています。昨年12月には、外務大臣から、直接、日本経済団体連合会に協力を要請しました。
- 特に今年は、以下のようなより強力な普及啓発活動を展開していきます。
 - ・ インターフェロン治療の体験談の募集
 - ・ 3月30日から4月15日までの間募集し、採用した体験談は、当面作成のリーフレットやホームページ等で掲載する予定です。
 - ・ 肝臓週間に合わせた街頭キャンペーンの開催
 - ・ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌など、様々な媒体を使った政府広報・自省広報の実施

7. 肝炎について、さらにお知りになりたい方へ

- 肝炎情報センター

<http://www.imci.go.jp/center/index.html>

- (財)ウイルス肝炎研究財団

<http://www.vhfi.or.jp/>

肝炎患の治療に関する事など、病気についての相談は、以下にお問い合わせください。

【相談窓口】

・電話:03-5689-8202 (平日 10時~16時)

・メール:vhfi@jeans.ocn.ne.jp

- 肝炎対策について(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>
